

新規上場申請のための四半期報告書

(第16期第3四半期)

自2022年10月1日

至2022年12月31日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期財務諸表	10
(1) 四半期貸借対照表	10
(2) 四半期損益計算書	11
第3 四半期累計期間	11
2 その他	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年2月27日
【四半期会計期間】	第16期第3四半期（自2022年10月1日 至2022年12月31日）
【会社名】	株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
【英訳名】	Transaction Media Networks Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大高 敦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
【電話番号】	03-3517-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 西脇 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
【電話番号】	03-3517-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 西脇 徹

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第16期 第3四半期累計期間	第15期
会計期間		自2022年4月1日 至2022年12月31日	自2021年4月1日 至2022年3月31日
売上高	(千円)	5,543,568	7,139,159
経常利益	(千円)	397,757	712,345
四半期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	389,389	△385,789
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	3,553,343	3,553,343
発行済株式総数	(株)	30,900,800	32,150,800
純資産額	(千円)	4,672,959	5,766,516
総資産額	(千円)	8,999,292	10,372,062
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	(円)	12.16	△12.23
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	51.7	55.5

回次		第16期 第3四半期会計期間
会計期間		自2022年10月1日 至2022年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	4.81

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 第16期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第15期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第15期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は8,999,292千円となり、前事業年度末と比較して1,372,769千円減少となりました。

流動資産においては、当第3四半期末残高は4,086,651千円となり、前事業年度と比較して1,136,695千円減少となりました。これは主に、自己株式の取得等に伴い現金及び預金が892,269千円、売掛金の回収により売掛金及び契約資産が328,865千円各々減少等によるものであります。

固定資産においては、当第3四半期末残高は4,912,641千円となり、前事業年度末と比較して236,074千円減少となりました。これは主に、有形固定資産の減価償却累計額が223,148千円増加等によるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は4,326,333千円となり、前事業年度末に比べ279,212千円減少となりました。

流動負債においては、当第3四半期末残高は4,208,321千円となり、前事業年度と比較して288,549千円減少となりました。これは主に、QR決済に伴う預り金が869,859千円増加した一方、返済により短期借入金500,000千円、収益認識に伴う売上振替により契約負債が460,694千円、買掛金が87,132千円減少、賞与引当金が43,753千円減少等によるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は4,672,959千円となり、前事業年度に比べ1,093,557千円減少いたしました。これは、主に欠損填補による取崩し及び自己株式の取得及び売却により資本剰余金が2,845,272千円減少、繰越利益剰余金の欠損填補ならびに四半期純利益の計上により利益剰余金が1,734,662千円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の進展や行動制限の緩和により、景気に持ち直しの動きがみられました。一方で、金融引き締めが続く中、長期化するウクライナ情勢、円安の進行や原材料価格の上昇等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中でも、キャッシュレス決済サービス事業においては、政府がキャッシュレス決済の推進を加速し、2025年には同決済比率を40%、将来的に世界最高水準となる80%を目指す国策となっており（注1）、生活様式の変化を踏まえつつ無人店舗やモバイルを起点とした新たなサービスやソリューションが出現しました。

当社においても、当第3四半期累計期間においては、情報プロセッシング事業において、高い拡張性、高セキュリティを備えたクラウドPOSの本番稼働に向けた検証が概ね完了しました。また、nextoreにおいてはさまざまなアプリを提供するための基盤となるプラットフォームの開発に着手するなど、当社センターの競争優位性をさらに高める取り組みをおこないました。当社センターに対し4.6万台超の新規端末接続が行われ、接続端末台数が79万台超（2022年12月末）になったことで、センター利用料は継続して増加傾向となっております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高5,543,568千円、売上総利益1,786,293千円、営業利益395,801千円、経常利益397,757千円、四半期純利益389,389千円を計上いたしました。

また、当社の事業セグメントはキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）「キャッシュレス・ビジョン」経済産業省（2018年4月）

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

ません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第3四半期累計期間において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更及び新たに定めた経営方針・経営戦略等はありません。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当第3四半期累計期間において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者の問題意識と今後の方針について」に重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した内容から重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した内容から重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年2月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,900,800	30,900,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	30,900,800	30,900,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権(有償ストックオプション)

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8(注)8
新株予約権の数(個)※	19,714(注)2(注)8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,971,400(注)2(注)8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,200(注)3
新株予約権の行使期間※	自 2025年7月1日 至 2032年12月2日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,212 資本組入額 606
新株予約権の行使の条件※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)7

※新株予約権付与時点(2022年12月2日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個(普通株式100株)につき、1,200円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使価額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整

し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日を権利行使の最終日とする。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2025年3月期から2026年3月期のいずれかの事業年度において、下記の売上高及びEBITDA条件をいずれも達成した場合に、本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上高が12,108百万円をいずれかの事業年度で超過した場合

(b) EBITDAが2,905百万円をいずれかの事業年度で超過した場合

なお、売上高の判定においては、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書。以下同様。)における売上高を参照するものとし、EBITDAの判定においては、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書)から、EBITDA(=経常利益+減価償却費+支払利息)を参照するものとする。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他の正当な理由があると当社取締役会が認める場合は、この限りでない。

④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数

- と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の条件に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)6に準じて決定する。
8. 付与対象者の放棄による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役7名、「新株予約権の数」は18,464個、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、普通株式1,846,400株となっております。

第4回新株予約権（無償ストックオプション）

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 48
新株予約権の数（個）※	693（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 69,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,200（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年11月15日 至 2029年11月14日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 新株予約権付与時点（2022年12月2日）における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{調整率}}$$

分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
 - ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得事由
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の条件に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注) 5 に準じて決定する。

- ② 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年12月1日 (注) 1、(注) 2	△1,250,000	30,900,800	—	3,553,343	△3,000,000	553,343

(注) 1. 2022年11月30日開催の株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、繰越利益剰余金の欠損金をてん補することを目的に資本準備金を3,000,000千円減少(減資割合84.43%)し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。なお資本金の減少はありません。

(注) 2. 2022年11月14日開催の取締役会において、2022年11月30日開催の臨時株主総会に、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決議し、同臨時株主総会において承認決議されました。また、2022年11月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2022年12月1日付で自己株式1,250,000株の取得及び消却したことによる減少であります。

- (5) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

- (6) 【議決権の状況】
① 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,900,800	309,008	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	30,900,800	—	—
総株主の議決権	—	309,008	—

- ② 【自己株式等】
該当事項はありません。

- 2 【役員の状況】
該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,419,740	2,527,470
売掛金及び契約資産	1,034,467	705,601
商品	542,357	633,236
貯蔵品	6,973	6,805
前払費用	186,798	191,941
未収法人税等	8,213	—
その他	24,839	21,699
貸倒引当金	△41	△104
流動資産合計	5,223,346	4,086,651
固定資産		
有形固定資産	791,569	640,737
無形固定資産		
ソフトウェア	3,902,662	3,255,169
その他	99,210	660,706
無形固定資産合計	4,001,873	3,915,875
投資その他の資産	355,273	356,027
固定資産合計	5,148,715	4,912,641
資産合計	10,372,062	8,999,292
負債の部		
流動負債		
買掛金	149,135	62,002
短期借入金	※ 500,000	※ —
未払金	264,540	271,069
未払法人税等	38,388	13,213
預り金	661,512	1,531,372
契約負債	2,527,902	2,067,208
賞与引当金	92,124	48,371
製品保証引当金	20,123	1,613
受注工事損失引当金	1,567	41
その他	241,575	213,428
流動負債合計	4,496,870	4,208,321
固定負債		
退職給付引当金	100,550	113,646
その他	8,124	4,366
固定負債合計	108,675	118,012
負債合計	4,605,545	4,326,333
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,553,343	3,553,343
資本剰余金	3,553,343	708,070
利益剰余金	△1,345,272	389,389
株主資本合計	5,761,413	4,650,802
新株予約権	5,103	22,156
純資産合計	5,766,516	4,672,959
負債純資産合計	10,372,062	8,999,292

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
売上高	5,543,568
売上原価	3,757,274
売上総利益	1,786,293
販売費及び一般管理費	1,390,491
営業利益	395,801
営業外収益	
受取利息	17
助成金収入	1,213
その他	996
営業外収益合計	2,227
営業外費用	
支払利息	228
その他	42
営業外費用合計	271
経常利益	397,757
特別利益	
新株予約権戻入益	5,103
特別利益合計	5,103
税引前四半期純利益	402,861
法人税、住民税及び事業税	5,267
過年度法人税等	8,204
法人税等合計	13,471
四半期純利益	389,389

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
当座貸越極度額の総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	500,000	—
差引額	1,500,000	2,000,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
減価償却費	1,202,133千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(1) 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少を2022年11月30日開催の臨時株主総会に付議することを決議し、併せて資本準備金の額の減少について臨時株主総会での承認を条件として、剰余金の処分について決議いたしました。

なお、同臨時株主総会において資本準備金の額について承認可決され、2022年12月1日に効力が発生しております。この結果、資本準備金が3,000,000千円減少し、この減少額全額をその他資本剰余金に振り替えを行い、当該その他資本剰余金1,345,272千円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填を行っております。

(2) 自己株式の取得および消却

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、2022年11月30日開催の臨時株主総会に、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決議し、同臨時株主総会において承認可決されました。また、2022年11月30日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当該自己株式を消却することを決議いたしました。なお、2022年12月1日に自己株式の取得及び消却を実施しております。

この結果、自己株式が1,500,000千円増加及び減少いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

当社はキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自2022年4月1日 至2022年12月31日）

(単位：千円)

売上区分	一時点で移転される 財又はサービス	一定の期間にわたり 移転される 財又はサービス	合計
センター利用料	-	2,838,635	2,838,635
決済端末販売売上	838,760	30,063	868,824
開発売上	66,700	374,047	440,747
登録設定料等	-	504,770	504,770
QR・バーコード精算料	-	735,223	735,223
その他	-	155,365	155,365
顧客との契約から生じる収益	905,460	4,638,107	5,543,568
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	905,460	4,638,107	5,543,568

(注) 当社は、キャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報について、セグメントに関連付けて記載することはしていません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	12円16銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	389,389

	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	389,389
普通株式の期中平均株式数 (株)	32,009,890
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権2種類(新株予約権の数20,407個)。 なお、新株予約権の概要は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月17日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
澤山 宏行
7DA967F451AD4DB...

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鈴木 直幸
340E2D7753AF4A1...

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財

務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上